

基本的施策等

4月 条例施行

10月

3月

体制の整備  
【第10条】

- 自転車の活用及び安全利用を推進するための会議の設置・運営（年3～4回程度開催予定）
  - ・北海道自転車活用等推進連携会議：官民で構成するオール北海道の推進体制
  - ・自転車活用等推進会議：各部の施策を効果的に推進するための庁内会議

自転車交通安全教育の  
推進【第11条】

- 自転車の安全利用に関する周知・啓発（児童、生徒向けリーフレット、高齢者向けチラシ配付、街頭啓発等）

- サイクル・セーフティキャンペーンの実施（自転車安全日の街頭指導等）

普及啓発等  
【第12条】

○ポスター  
等の配布

○複合的なメディアを活用した広報の実施

- ・広く道民や観光旅客等に対し、効果的に周知するため、公募型プロポーザル事業を活用

- フォーラムの開催（道内3カ所程度）

- ・サイクルイベント等とタイアップして開催予定

自転車の活用促進に向けた機運醸成

自転車専用道路等の  
整備【第13条】

- 大規模自転車道（道内10コース）の整備

- ・自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ自転車専用道路の整備（H30：札幌恵庭自転車道）

- 自転車道ネットワーク計画の策定・推進（旭川市、北広島市、帯広市）

- ・安全で快適な自転車通行空間を確保するため、各道路管理者や警察等の関係機関により策定

サイクルツーリズムの  
推進【第14条】

- 北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（台湾、タイ等を対象としたパンフレットの作成、イベントへの出展等）

- 地域観光活性化促進事業（地域の特性を生かした多様な観光商品づくりの取組支援）

- 広域観光推進事業（広域連携や受入体制の整備を推進）

- 地域活性化に対する取組支援（地域づくり総合交付金による支援や後援）

自転車損害賠償保険等の  
加入促進【第16条】

- 自転車損害賠償保険等の加入義務化への対応

- ・対象事業者の定義付け、把握、事業者への周知

- 自転車損害賠償保険等の加入義務化（10/1～）

- ・事業者への周知提供、未加入事業者に対する加入促進

総合的な施策の策定等

<国の自転車活用推進計画>  
（夏までに策定）

道としての対応検討